

○国土交通省告示第四百四十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第六条の二の二第二項及び第三項並びに第六條の二の三第一項の規定に基づき、遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する告示
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表		改正後	
(略)	(五) (六)	(略)	(略)
	(四)	避雷設備 避雷設備の総 合接地抵抗又 は単独接地抵 抗	総合接地抵抗値又は 単独接地抵抗値を測 定する。 総合接地抵抗値又は 単独接地抵抗値が安 全上支障がない抵抗 値を超えているこ と。
		(イ) 検査項目	(ニ) 判定基準
		(ロ) 検査事項	
		(ハ) 検査方法	
別表		改正前	
(略)	(五) (六)	(略)	(略)
	(四)	避雷設備 避雷設備の総 合接地抵抗	総合接地抵抗値を測 定する。 総合接地抵抗値が十 オームを超えている こと。
		(イ) 検査項目	(ニ) 判定基準
		(ロ) 検査事項	
		(ハ) 検査方法	

別記 (A4)

検査結果表
(遊戯施設)
(略)

番号	検査項目			(略)
1～8	(略)			
9	電気設備			
(1)～(3)	(略)			
(4)	避雷設備	接地	種類(総合接地抵抗値・ 単独接地抵抗値) 設計図書等により確認し た新設時の値(Ω) 基準抵抗値(Ω)	Ω (略)
(5)～(8)	(略)			
10・11	(略)			
特記 事項	(略)			

(注意)

①～③ (略)

④ 9(4)「避雷設備」の「接地」の「種類」には、設計図書等により確認した新設時の総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値の区分に該当するものを○で選択し、「設計図書等により確認した新設時の値」には、設計図書等により確認した新設時の当該○で選択した値を記入するとともに、「基準抵抗値」には、安全上支障ない抵抗値として、「設計図書等により確認した新設時の値」に記入した数値の2倍の値を記入してください。なお、10オームを基準抵抗値として検査を行った場合にあっては「10」と記入してください。また、右欄に検査で測定した総合接地抵抗値又は単独接地抵抗値を記入してください。

⑤～⑧ (略)

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

別記 (A4)

検査結果表
(遊戯施設)
(略)

番号	検査項目			(略)
1～8	(略)			
9	電気設備			
(1)～(3)	(略)			
(4)	避雷設備	接地	基準抵抗値 10Ω	Ω (略)
(5)～(8)	(略)			
10・11	(略)			
特記 事項	(略)			

(注意)

①～③ (略)

④ 9(4)「避雷設備」の「接地」の「基準抵抗値」には、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑤～⑧ (略)